

2021年4月9日

各位

会社名 フリージア・マクロス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師  
(コード：6343、東証第二部)  
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司  
(TEL. 03-6635-1833)

**日邦産業株式会社に対する公開買付けの条件変更に伴う  
「日邦産業株式会社(証券コード：9913)に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ**

フリージア・マクロス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2021年1月27日、日邦産業株式会社(証券コード：9913)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2021年1月28日より開始しておりますが、本日、本公開買付けにおける買付け等の期間を延長することを決定いたしました。

これに伴い、2021年1月27日付けで公表いたしました適時開示資料「日邦産業株式会社(証券コード：9913)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(その後の訂正も含みます。)を変更いたしますのでお知らせいたします。

変更箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針 ① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」

(変更前)

その後、公開買付者は、上述のとおり2021年3月11日付けで本仮処分命令の申立てを行っていたところ、同年3月24日付けで、名古屋地方裁判所にて、本仮処分命令申立に対して本新株予約権の無償割当てを仮に差止める旨の決定が発令(以下「3月24日付発令」といいます。)されたことから、引続き同時点においても本公開買付けの撤回は行わない方針を継続し、「(本公開買付け後、対象者が本買収防衛プランの継続(維持)を決議した場合及び本対抗措置の発動を決議した場合等の公開買付者の方針について)」に詳述した公開買付者の方針を維持することを決定しました。なお、公開買付者は、同年3月26日に名古屋地方裁判所にて対象者が3月24日付発令に対して同年3月25日付けで保全異議を申立てた旨の書面(以下「3月25日付保全異議書面」といいます。)を、同年3月26日付けで公開買付者は受領いたしました。公開買付者は、3月24日付発令を踏まえ本公開買付けの撤回は行わない方針を継続したこと及び3月25日付保全異議書面を2021年3月26日付けで受領したことに伴い、2021年3月26日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書(以下「3月26日付訂正届出書」といいます。)を提出しております。同日時点の本公開買付期間が2021年4月2日までであったところ、3月26日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び他社株府令第22条第2項の規定に基づき、公開買付者は、3月26日付訂正届出書を提出した2021年3月26日より起算して10営業日を経過した2021年4月9日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計50営業日まで延長することを2021年3月26日付けで決定いたしました。

(変更後)

その後、公開買付者は、上述のとおり 2021 年 3 月 11 日付けで本仮処分命令の申立てを行っていたところ、同年 3 月 24 日付けで、名古屋地方裁判所にて、本仮処分命令申立に対して本新株予約権の無償割当てを仮に差し止める旨の決定が発令（以下「3 月 24 日付発令」といいます。）されたことから、引続き同時点においても本公開買付けの撤回は行わない方針を継続し、「（本公開買付け後、対象者が本買収防衛プランの継続（維持）を決議した場合及び本対抗措置の発動を決議した場合等の公開買付者の方針について）」に詳述した公開買付者の方針を維持することを決定しました。なお、公開買付者は、同年 3 月 26 日に名古屋地方裁判所にて対象者が 3 月 24 日付発令に対して同年 3 月 25 日付けで保全異議を申立てた旨の書面（以下「3 月 25 日付保全異議書面」といいます。）を、同年 3 月 26 日付けで公開買付者は受領いたしました。公開買付者は、3 月 24 日付発令を踏まえ本公開買付けの撤回は行わない方針を継続したこと及び 3 月 25 日付保全異議書面を 2021 年 3 月 26 日付けで受領したことに伴い、2021 年 3 月 26 日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「3 月 26 日付訂正届出書」といいます。）を提出しております。同日時点の本公開買付期間が 2021 年 4 月 2 日までであったところ、3 月 26 日付訂正届出書の提出により、法第 27 条の 8 第 2 項、法第 27 条の 8 第 8 項、及び他社株府令第 22 条第 2 項の規定に基づき、公開買付者は、3 月 26 日付訂正届出書を提出した 2021 年 3 月 26 日より起算して 10 営業日を経過した 2021 年 4 月 9 日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計 50 営業日まで延長することを 2021 年 3 月 26 日付けで決定いたしました。

その後、本仮処分命令の申立てに対し、対象者が 2021 年 3 月 25 日付けで名古屋地方裁判所に行った保全異議の申立てが認められ、同年 4 月 7 日付けで 3 月 24 日付発令による決定を取消した旨及び本仮処分申立てが却下された旨の書面を同年 4 月 7 日付けで受領（以下「4 月 7 日付仮処分却下書面」といいます。）いたしました。公開買付者は、当該決定を不服とし、同年 4 月 8 日付けで名古屋高等裁判所に当該決定に対して保全抗告（以下「4 月 8 日付保全抗告」といいます。）を郵送により申立てました。公開買付者は、4 月 7 日付仮処分却下書面を受領したこと、及び 4 月 8 日付保全抗告を行ったことに伴い、2021 年 4 月 9 日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「4 月 9 日付訂正届出書」といいます。）を提出しております。同日時点の本公開買付期間が 2021 年 4 月 9 日までであったところ、4 月 9 日付訂正届出書の提出により、法第 27 条の 8 第 2 項、法第 27 条の 8 第 8 項、及び他社株府令第 22 条第 2 項の規定に基づき、公開買付者は、4 月 9 日付訂正届出書を提出した 2021 年 4 月 9 日より起算して 10 営業日を経過した 2021 年 4 月 23 日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計 60 営業日まで延長することを同年 4 月 8 日付けで決定いたしました。なお、2021 年 4 月 9 日以降、4 月 8 日付保全抗告の申立てが名古屋高等裁判所により棄却又は却下されると公開買付者が判断した場合は、令第 14 条第 1 項第 1 号ワに定める撤回事由に該当（上記注 7 をご参照ください。）したことをもって、その時点で、本公開買付けを撤回する方針です。

## 2. 買付け等の概要

### (2) 日程等

#### ② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2021 年 1 月 28 日（木曜日）から 2021 年 4 月 9 日（金曜日）まで（50 営業日）

<後略>

(変更後)

2021 年 1 月 28 日（木曜日）から 2021 年 4 月 23 日（金曜日）まで（60 営業日）

<後略>

### (8) 決済の方法

#### ② 決済の開始日

(変更前)

2021 年 4 月 13 日（火曜日）

(変更後)

2021年4月27日(火曜日)

以上